

令和4年度 全国労働衛生週間の実施について

本週間 令和4年10月1日～10月7日
準備期間 令和4年9月1日～9月30日

スローガン「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。
全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数が、令和3年度に全国で801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている状況にあります。

新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められています。

また、長時間労働、仕事や職業生活における強い不安やストレス等による労働者の健康障害、メンタルヘルス不調、暑熱な環境における熱中症などにより、重大な災害も発生しており、いまだ労働衛生対策が必要とされる状況にあります。

また、人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくための若年期からの健康づくり等の取組、病気を抱えた労働者に対する治療と仕事の両立支援体制の強化、化学物質等による健康障害防止及び中皮腫、肺がん等の職業がんにかかる石綿などのばく露防止対策の強化のなど、労働衛生対策の推進が重要です。

10月1日から7日までの全国労働衛生週間を控え、準備期間である9月は、事業場の労働衛生について点検を行う良い機会でもあります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意しつつ、労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図られるよう、「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、上記スローガンの下、積極的に安全衛生管理に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和4年8月



東京労働局

池袋労働基準監督署長

白浜弘幸

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、1年間に約**130人**の方が業務上による脳・心臓疾患や精神障害による労災の支給決定を受けています。

労働災害や健康障害を防ぐため、以下の事項に取り組みましょう！

■ 経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

■ 安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害及び健康障害を防ぐには、企業の自主的活動が不可欠です。このため、衛生管理者や産業医などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが法的義務となっていない事業場においても、安全衛生に関する担当者(安全推進者)を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

■ 健康診断、ストレスチェックを実施しましょう！

健康診断は労働者の健康状態を把握し、就業前や就業中の健康管理を行うための基本事項です。職業性疾病や生活習慣病などをはじめとした疾病の予防・早期発見を図ることなどが重要です。

また、ストレスチェックを実施し、分析することで職場における労働時間や作業方法・組織・人間関係などの職場環境を適切に把握することができます。ストレスチェックを活用して職場環境を改善し、労働者のストレス軽減と、メンタルヘルス不調の予防につなげましょう。

■ 労働者一人ひとりに対する意識啓発をお願いします

職場内での長時間労働による過労死等や、メンタルヘルス疾患など、労働者一人ひとりの労働衛生意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。

過労死などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が健康状態を把握することも重要です。この観点から、労働者一人ひとりに対し、作業内容等に応じた安全衛生に関する教育のほか、セルフケア・ラインケア教育の実施などを通じた労働衛生意識啓発の取組をお願いします。

■ 新型コロナウイルス感染症対策について十分ご留意をお願いします



職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためのチェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

← チェックリストはこちら

トップが打ち出す方針
みんなで共有
生み出す安全・安心



東京労働局・池袋労働基準監督署

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。

例

東京日 平成 年 月 日
標示日 平成 年 月 日

安全衛生方針

当社は、「従業員の安全」は、「お客様の安全」の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ①安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ②労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパー
代表者 代表取締役 東京太郎
(署名で署名してください)



こころの耳

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



東京労働局HP